

平成 24 年度第 2 回富山県環境審議会水環境専門部会 議事概要

1 日時

平成 24 年 12 月 14 日（金）午前 9 時 30 分～11 時 30 分

2 場所

富山県民会館 704 号室

3 出席者

委員：楠井専門部会長、木村特別委員（代理：鍛冶富山河川国道事務所河川環境課長）、高橋専門員、田口専門員、千葉専門員、陶野専門員、藤縄専門員、牧専門員

事務局：小野理事生活環境文化部次長、浦田参事環境保全課長 他

4 内容

議事

- (1) 小矢部川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について
- (2) 水源地域保全条例（仮称）の制定について

5 主な意見、質疑応答

- (1) 小矢部川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

[委員等] 全亜鉛濃度の水生生物の影響については、学術的にははっきりと分かっていないのではないかと。生物影響は魚種によって異なり、同一魚種でも生育段階によって異なるが、全亜鉛の環境基準はすべての類型で同じ濃度となっており、水生生物保全環境基準の設定の背景が分かりにくくなっている。

亜鉛の発生源としては自然由来と人為由来があり、自然由来のものについては対策のしようがないが、人為由来のものについては、水質汚濁防止法の規制を厳正に適用することにより、対策効果が期待できる。

そのため、水域類型指定の必要性はそれほど高くないかもしれないが、法的に指定が必要ということであれば、行政負担及び財政負担の低減の観点から、全亜鉛に関する水質汚濁の常時監視を必要最小限の地点や頻度で実施するなど、柔軟に対応すべきと考える。

[事務局] 全亜鉛の常時監視に当たっては、まずは全水域での水質の把握に努めること

とし、その上で、調査地点や調査回数の絞り込みなどの効率化を検討してまいりたい。

[委員等] 本年8月に水生生物保全環境基準項目として追加されたノニルフェノールについても、水域類型を指定した方がよいのではないかと。

[事務局] 全亜鉛については、水質等の実態を把握したうえで、今回、水域類型指定を検討している。一方、ノニルフェノールについては水質等の実態を十分把握していないため、今後これらの実態を把握したうえで、今回全亜鉛について指定する水域類型をそのままノニルフェノールに適用することが適切かどうか、本専門部会で審議していただく必要があると考える。

[委員等] ノニルフェノールの環境基準については、主要魚介類に対する影響と、餌生物に対する影響を勘案して、水域類型ごとに異なる基準値が設定された。全亜鉛については、冷水性魚介類、温水性魚介類双方の餌生物（ヒラタカゲロウ）への影響が最も大きかったことを勘案して基準値が設定されたため、すべての水域類型で同じ基準値となった経緯がある。

[委員等] 報告書素案6～16ページに「専門家へのヒアリング」との記載が何箇所かあるが、一律に「専門家」と記載せずに、より分かりやすい記載とすべきではないかと。

[事務局] ヒアリングは、関係行政機関、大学等の研究機関、内水面漁業協同組合等を対象に行った。記載方法については検討したい。

[委員等] 報告書素案6～20ページに「平均水温」や「平均最高水温」との記載があるが、これらの算出方法を記載してもらいたい。

[事務局] 「平均水温」は平成18～23年度の各年度の平均水温を6年間で平均したもの、「平均最高水温」は各年度の最高水温を同じく6年間で平均したものである。報告書にはその旨を記載したい。

[委員等] 報告書素案23ページの水域類型指定案の図には、環境基準の達成期間の記載がない。

[事務局] 水域類型指定図としては通常は水域類型のみを記載している。

[委員等] いくつかの河川で全亜鉛が上昇傾向に見えるが、その原因を記載できないか。

[事務局] 排水基準が適用される事業場から、排水の水質について毎年報告を受けているが、その報告では、特に亜鉛の排出量は増加していない。採水時の流況等により、高い値となった可能性がある。

[委員等] 全亜鉛については、自然由来の影響も考えられるので、SS（浮遊物質量）の影響を考慮すべきである。毎月実施しているBOD（生物化学的酸素要求量）、SS等の一般項目の採水に併せて、全亜鉛の採水が年2～4回実施されていることを、報告書に記載してもらいたい。

[事務局] ご指摘どおり記載したい。

[委員等] 全亜鉛の測定値には、不溶性のものも含まれるのか。含まれる場合は、同じ

地点であっても、濁りの有無など採水のタイミングにより結果が異なってくる。

[事務局] 全亜鉛の測定値には、水溶性のものも不溶性のものも含まれている。これまでの測定結果では、全亜鉛とSSに特に相関は見られない。

[委員等] 仮に環境基準を超過している場合は、水域類型指定はどうなるのか。

[事務局] 環境基準の達成期間を「イ 直ちに達成」ではなく、「ロ 5年以内で可及的速やかに達成」又は「ハ 5年を超えて可及的速やかに達成」とすることが考えられる。

[委員等] 全亜鉛の濃度が高くなった場合の原因をつき止めるためにも、採水時に流速等を測定することはできないか。

[事務局] 採水時にすべての測定地点で流速を測定することは、作業の都合上困難であると考えるので、まずは、採水時に外観で流況を確認したい。そのうえで必要に応じて、河川管理者が保有する流量データ等を確認したい。

[委員等] 下条川について、前回の専門部会ではヤマメが確認されたとの説明があったが、報告書素案19ページには冷水性の魚介類は確認されなかったと記載されているのは、どういうことか。

[事務局] 例えば、上流域で放流されたサケの中に偶然ヤマメが混ざっていたことも考えられたので、念のため、複数の専門家に確認したところ、下条川については、冷水性の魚介類は生息していないとみるのが妥当であるとの知見をいただいた。

なお、水生生物保全環境基準は、1、2尾といった個体ではなく、水生生物の集団の維持を目的としたものである

- 「小矢部川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」は、報告書素案を各委員等の意見を踏まえて一部修正のうえ、パブリックコメントを実施することについて合意した。

(2) 水源地域保全条例（仮称）の制定について

[委員等] 富山県の水源としては、山林の湧水だけではなく、平地の井戸も多い。他県の条例では、水源地域の指定が山林のみで、平地は対象となっていない。

また、日本では、土地さえ所有していれば地下水を自由に汲み上げることができるため、取水規制が重要と考える。

さらに、山林では、所有者や境界が不明確になった場所が買収の標的になりやすい。

これらを踏まえて、有効な条例にしてもらいたい。

[事務局] 地下水の取水規制は効果的と考えるが、実際には開発や大規模な取水までは行われておらず、外国資本による水源地域の買収だけが問題となっている。現段階では、取水規制の必要性の説明が難しく、事前届出制にとどまっていると聞いている。

[委員等] 事前に対策を講じないと、後に大きな代償を払わなければならなくなる。今後は、地下水を含めた水資源全体を地方公共団体が管理する体制づくりが必要と考える。

[委員等] 現在、山村地域の経済状況が悪く、土地所有者が簡単に土地を売ってしまう。規制も重要だが、山村地域の活性化など、土地所有者が土地を売る気にならなくなる施策も必要である。

[委員等] 富山県の大きな財産である豊かな水を使わせない方向とするのではなく、水資源の活用の観点を取り入れつつ、外国資本による水源地域の買収を事前に防止できる条例にしてもらいたい。

以上、議事内容に相違ありません。

富山県環境審議会水環境専門部会長 楠井 隆史